

月別納入額内訳(1年生)

月	振替日	入学料 (公費)	※授業料 (公費)	振替 手数料	学校徴収金(教材費等の私費)の内訳										合計		
					PTA 会費	クラブ 振興費	生徒会 会費	農業クラブ 会費	同窓会 会費	学年費	修学旅行 等積立金	食費	寮費	空調費			
4月	現金納付 (4月8日)	5,650	-	-	2,000	3,000	3,900	3,500	0	16,950	15,000	0	0	0	0	0	50,000
5月	5月28日	5,650	-	-	2,000	3,000	3,900	3,500	0	16,950	15,000	46,950	18,750	4,300	0	0	120,000
		-	-	55	2,500	0	1,400	0	900	1,400	13,800	0	0	0	0	0	20,055
6月	6月12日	-	29,700	←就学支援金の申請を辞退された方、所得制限により不認定となった方のみ	0	0	0	0	0	0	13,800	33,000	8,750	4,300	0	0	66,105
	6月28日	-	-	55	0	0	0	0	0	0	0	33,000	8,750	4,300	0	0	46,105
7月	7月29日	-	-	55	2,500	0	1,400	0	900	1,400	13,800	0	0	0	0	0	20,055
		-	-	55	2,500	0	1,400	0	900	1,400	13,800	33,000	8,750	4,300	0	0	66,105
8月	8月28日	-	-	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		-	-	55	0	0	0	0	0	0	0	16,000	0	4,300	0	0	20,355
9月	9月12日	-	29,700	←就学支援金の申請を辞退された方、所得制限により不認定となった方のみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29,700
	9月30日	-	-	55	0	0	0	0	0	0	0	33,000	8,750	4,300	0	0	46,105
10月	10月28日	-	-	55	2,500	0	1,400	0	900	1,400	13,800	0	0	0	0	0	20,055
		-	-	55	2,500	0	1,400	0	900	1,400	13,800	33,000	8,750	4,300	0	0	66,105
11月	11月12日	-	29,700	←就学支援金の申請を辞退された方、所得制限により不認定となった方のみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29,700
	11月28日	-	-	55	0	0	0	0	0	0	0	33,000	12,500	5,375	0	0	50,930
12月	12月30日	-	-	55	2,500	0	1,400	0	900	1,400	13,800	0	0	0	0	0	20,055
		-	-	55	2,500	0	1,400	0	900	1,400	13,800	33,000	12,500	5,375	0	0	70,930
1月	1月14日	-	29,700	←就学支援金の申請を辞退された方、所得制限により不認定となった方のみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29,700
	1月28日	-	-	55	0	0	0	0	0	0	0	33,000	12,500	5,375	0	0	50,930
2月	2月28日	-	-	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		-	-	55	0	0	0	0	0	0	0	33,000	0	5,375	0	0	38,430
合計		5,650	118,800	220	12,000	3,000	9,500	3,500	3,600	22,550	70,200	0	0	0	0	0	249,020
		-	-	220	12,000	3,000	9,500	3,500	3,600	22,550	70,200	0	0	0	0	0	130,220
		-	118,800	550	12,000	3,000	9,500	3,500	3,600	22,550	70,200	359,950	100,000	51,600	0	0	760,900
		-	-	550	12,000	3,000	9,500	3,500	3,600	22,550	70,200	359,950	100,000	51,600	0	0	642,100
備考			※注1参照	※注2参照					準会員								

※注1 「授業料」は、申請により高等学校等就学支援金制度が適用されます。受給資格認定申請の結果、認定された場合は、国から授業料相当額(月額9,900円)の就学支援金が支給されます。学校設置者である兵庫県が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てることにより、当該月の授業料(月額相当額9,900円(年額118,800円))を納付する必要がなくなります。

また、就学支援金の受給資格がない生徒(申請辞退者と所得制限による不認定者)については、当該月の授業料(月額相当額9,900円(年額118,800円))を納付していただく必要があります。その時期・金額等については、上記のとおりです。4~6月分授業料の認定結果について、正式な通知文書のお渡しは6月下旬~7月上旬頃になりますが、所得基準超過のため不認定になる見込みの方に対しては、5月末頃に授業料納付のお願いの文書をお渡ししますので、6月の口座振替ができるようにご協力をお願いいたします。

※注2 口座振替の際は、口座振替手数料55円が加算されます。ただし、授業料のみの振替は、振替手数料が不要です。

学校徴収金が振替日に口座振替ができなかった場合は、上記金額にコンビニ収納手数料143円を加算した納付書を送付します。